

令和3年(2021年)5月27日(木)
教育委員会会議自由討議資料

目次

リスクレベル別 対応状況等一覧	2 ~ 7
熊本市立学校・事務局関係者の感染確認状況	8 ~ 9
※[参考]新型コロナ感染に係る取扱フロー	10
オンライン授業等がうまくいっている学校と一部のそうでない学校の違い	11

リスクレベル別 対応状況一覧(R03.05.20時点状況)

熊本県リスクレベル		学校教育活動等への対応		
レベル	判断基準	学習活動	部活動	水泳授業
レベル5 厳戒警報	<p>※国ステージ4</p> <p>①国:まん延防止等重点措置 期間R030516からR030613まで</p> <p>②県:独自緊急事態宣言 期間R030114からR030217まで</p>	<p>令和3年5月18日 指導課通知</p> <p>国ステージ3にて対応している 特に感染リスクが高いとされる ★印の取扱いについて、 ②及び④にも適用する。</p> <p>★印③のリコーダーや鍵盤ハーモニカの演奏など飛沫が飛び活動は、近距離でなくとも一時的に停止する。または、その代替活動を実施すること。</p>	<p>令和3年5月17日 指導課通知</p> <p>国ステージ3において①～③の期間で対応している、</p> <p>練習試合等他校との交流を禁止 ⇒×</p> <p>①期間は、6/1～6/13まで</p>	<p>令和3年5月17日 指導課通知</p> <p>水泳授業は感染状況を踏まえ、児童生徒の健康と安全を第一に考え、必ずマスクを着用し、話をせずに飛沫を飛ばさないようにして更衣し、その他十分な感染対策(着替える場所の工夫、授業を2時間続きで行い更衣の時間を十分に取る、一度に実施するクラス数を減らすなど)を講じて行うこと。 その上で十分な感染対策を講じることができない場合、水泳授業の実施時数を減らしたり、実施を中止してもよいこととする。 その場合、実施できなかった水泳学習については、次年度に計画的に取り組むこと。 実施に当たっては、スポーツ庁が作成した「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料」を参考にすること。</p>
	<p>※国ステージ3</p> <p>①市:熊本市医療非常事態宣言 期間R030425から発令中</p> <p>②県:熊本蔓延防止宣言 期間R030510からR030601まで</p>	<p>令和3年4月20日 通知(レベル4) 令和3年4月23日 通知(レベル5)</p> <p>1. 感染リスクの高い教育活動への対応 (1)感染症他策を講じ、ICTの活用も含め実施方法を工夫する。 ★印は特にリスクが高いことから、一時的に停止。または代替活動を実施 ★①「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大声で話す活動」 ②理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」 ★③音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」 ④図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」 ★⑤家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」 ★⑥体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」及び「近距離で組み合ったり接触したりする運動」 ※上記①～⑥の事例以外にも、次の点に留意する。 ・個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしない。 ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを実施する。</p>	<p>①令和3年4月27日 指導課通知 ②令和3年5月6日 指導課通知 ③令和3年5月11日 指導課通知</p> <p>下記リスクレベル4並びに5の対応のうち「4.」と「5.」を次のとおり変更する。</p> <p>練習試合等他校との交流を禁止 ⇒×</p> <p>①期間は4/29～5/5まで ②～5/12まで延長 ③～5/31まで延長</p>	<p>令和3年4月27日 指導課通知</p> <p>学校における水泳授業については、以下に留意のうえ、実施する。</p> <p>1. 遊離残留塩素濃度は、プール全ての部分で基準濃度となるよう管理する。児童生徒が触れる箇所は適宜消毒する。 2. 児童生徒の健康状態を確実に把握し、検温、健康観察を徹底する。見学する児童生徒の熱中症対策等として、必要に応じマスクを外すこと。 3. 児童生徒の不必要な会話・発生を指導するとともにプール内で密集しないようにする。プールサイドでも間隔は2m以上を保つこと。 4. バディシステムも感染リスクに留意 5. 更衣室は一斉利用せず少人数で行う 6. タオル、ゴーグル貸し借りを禁止 7. 上記の感染対策を学校内で共有する 8. 児童生徒・保護者の理解を図る 9. 幼稚園もこれに準じる</p>
	<p>県内で ①新規感染者150名以上 かつ ②病床使用率25%以上 等</p>	<p>2. 体育の授業について (1)医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重する。 (2)可能な限り屋外で実施すること。屋内での実施が必要な場合は、特に呼吸が激しくなる運動は避ける。 (3)運動時にマスク着用の必要はないものの、授業前後における着替え、移動の際や教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面際などは着用すること。</p>	<p>令和3年4月20日 通知(レベル4) 令和3年4月23日 通知(レベル5)</p> <p>1. 練習 ⇒○ ※感染リスクの高い活動は一時的に控える 2. 合唱(マスク着用)、管楽器等 ⇒○ ※2m以内の向き合い ⇒× 3. 県内の合同練習会 ⇒○ 4. 県内の練習試合 ⇒○ 5. 県外の演奏会・地域行事へ参加 ⇒× 6. 県外の大会・コンクール参加 ⇒× ※体育団体、公的機関の主催事業のみ ※通信による大会参加は可 7. 県内合宿(高校) ⇒○ 8. 県内合宿(中学校) ⇒×</p>	<p>※上記は、リスクレベルに関わらず取り扱うものとする。</p>
レベル4 特別警報	<p>県内で ①新規感染者50名以上 かつ ②リンク無し感染者25名以上</p>	<p>令和3年4月2日 指導課通知</p> <p>レベル4の対応と同様であるが、レベル5の対応における感染リスクの高い教育活動については、教育活動を行うが、★印は特に感染リスクが高いことから、その代替活動も含め、適切に対応すること。</p>	<p>令和3年2月18日 指導課通知</p> <p>感染リスクの高い活動は一時的に控える</p> <p>1. 合同練習会、練習試合(地域行事)、合宿、大会(コンクール)への参加 ⇒○ 2. 県外遠征(高校) 緊急事態宣言地域及び感染が流行している地域 ⇒×</p>	
レベル3 警報 警報相当	<p>県内で ①新規感染者30名以上 かつ ②リンク無し感染者15名以上</p>	<p>・基本的な感染防止対策を行い実施する。 ・感染リスクの高い教育活動については、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施する。 ★印は特に感染リスクが高いことから、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染リスクを抑える工夫を行った上で、実施すること。</p>	<p>・基本的な感染防止対策を行い実施する。 ・感染リスクの高い教育活動については、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施する。</p>	
レベル2 警戒	<p>県内で ①新規感染者が発生 かつ ②レベル3に該当しない場合</p>	<p>通常活動とする。</p>	<p>通常活動とする。</p>	
レベル1 注意	<p>①国内で新規感染者が発生 かつ ②県内では新規感染者が未発生</p>	<p>通常活動とする。</p>	<p>通常活動とする。</p>	
レベル0 平常	<p>国内で新規感染者が確認されていない</p>	<p>通常活動とする。</p>	<p>通常活動とする。</p>	<p>通常活動とする。</p>

リスクレベル別 対応状況一覧(R03.05.20時点状況)

熊本県リスクレベル		学校教育活動等への対応		
レベル	判断基準	修学旅行・集団宿泊教室・見学旅行	各種学校行事等	出席停止等の措置
レベル5 厳戒警報	<p>※国ステージ4</p> <p>①国:まん延防止等重点措置 期間R030516からR030613まで</p> <p>②県:独自緊急事態宣言 期間R030114からR030217まで</p>	<p>国ステージ3の対応を継続する。</p>	<p>国ステージ3の対応を継続する。</p>	<p>令和3年5月17日 指導課通知</p> <p>学習サポート等の実施に伴い、登校することができない児童生徒の出席取扱いについて、次のとおりとする。</p> <p>〈欠席理由が次の①から⑦の場合で〉 学校保健安全法第19条による出席停止者 ①感染者 ②濃厚接触者 ③風邪症状がある者 ④同居の家族に風邪症状が見られる者 (※リスクレベル4以上の場合に限る)</p> <p>校長が出席しなくてもよいと認めた日として扱うもの。 ⑤医療的ケア児 ⑥基礎疾患児 ⑦不安を感じて登校できない者</p> <p>〈学習サポートを受ける場合〉 ①、②、③、④ ⇒ 出席停止として扱う ⑤、⑥、⑦ ⇒ 出席として扱う</p> <p>令和2年11月17日 通知</p>
	<p>※国ステージ3</p> <p>①市:熊本市医療非常事態宣言 期間R030425から発令中</p> <p>②県:熊本蔓延防止宣言 期間R030510からR030601まで</p>	<p>令和3年4月27日 指導課通知</p> <p>1. 修学旅行 (1)旅行先が熊本県内の場合 ⇒保護者の理解を得た上で、感染防止対策を講じて実施してもよい。 (2)旅行先が県外の場合 ①旅行先に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が実施されていない場合 ⇒保護者の理解を得た上で、感染防止対策を講じて実施してもよい。 ②旅行先に緊急事態宣言が実施されている場合 ⇒実施時期又は旅行先の変更を行う ③旅行先にまん延防止等重点措置が実施されている場合 ⇒保護者の理解を得た上で、感染防止対策を講じて実施してもよい。</p> <p>2. 集団宿泊教室 集団宿泊教室については、普段の学校生活を共にする児童・教職員での活動であること、また他の利用者との接触が少ないことから、本県に緊急事態宣言が実施されている場合や、本市あるいは施設の所在地にまん延防止等重点措置が実施されている場合でも保護者の理解を得た上で、実施できることとする。</p>	<p>令和3年4月27日 指導課通知</p> <p>1. 体育大会・運動会 (1)半日開催等、実施内容や方法等の工夫を行うこと。 (2)開閉会式での幼児・児童生徒の整列、幼児・児童生徒による応援については、人が密集しないよう工夫すること。 (3)新型コロナウイルス感染症のリスクレベルが「5 厳戒警報」であり、本市において医療非常事態宣言が出ている段階では、保護者による参観を控えることとする。 リスクレベルが低下した場合は、保護者等の参観について検討し、改めて通知する。 (4)実施困難な場合は、延期の措置をとること。</p>	<p>1. 指導要録上「出席停止・忌引き等」の日数として記録するもの。 (1)学校保健安全法第19条による出席停止の措置とするもの。 幼児・児童・生徒が次の状況となった場合 ①感染が判明 ②感染者の濃厚接触者に特定 ③発熱等の風邪の症状がみられる ④同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合 ※④はリスクレベル4以上の場合限定</p> <p>(2)「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うもの。 ①医療的ケア児や基礎疾患児について登校すべきでない判断された場合 ②保護者が出席させることに不安を感じた場合</p>
レベル4 特別警報	<p>県内で ①新規感染者150名以上 かつ ②病床使用率25%以上 等</p>	<p>3. 見学旅行 見学旅行については、集団宿泊教室と同様に普段の学校生活を共にする児童・教職員での活動であることから、見学先において感染防止対策が講じられているか確認し、保護者の理解を得た上で、実施してもよいこととする。</p>	<p>令和3年1月7日 指導課通知</p> <p>1. 卒業式 (1)参列者 普段の生活を共にする児童生徒・教職員及び同居家族にみとする。来賓の案内は行わない。 (2)参列人数 感染リスクやスペースの確保を検討し在校生及び保護者の人数は学校判断</p> <p>2. 入学式 1の卒業式に準ずる。</p>	<p>2. 出席停止等の期間 (1) 上記1の(1)① ⇒治癒後、医師において感染のおそれがないと認めるまで。 (2) 上記1の(1)② ⇒感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間 (3)上記1の(1)③④ ⇒症状がなくなるまで。 (4)上記1の(2)①② ⇒校(園)長が認める期間</p>
レベル3 警報 警報相当	<p>県内で ①新規感染者30名以上 かつ ②リンク無し感染者15名以上</p>	<p>・基本的な感染防止対策を強化徹底し、修学旅行における実施の判断基準及びチェックリストに基づき、実施等の判断を行う。 ・実施が心配な場合は、時期、旅行先及び日程(日帰りを含む。)等、各学校で検討を行う。</p>	<p>令和3年1月7日 指導課通知</p> <p>1. 卒業式 (1)参列者 普段の生活を共にする児童生徒・教職員及び同居家族にみとする。来賓の案内は行わない。 (2)参列人数 感染リスクやスペースの確保を検討し在校生及び保護者の人数は学校判断</p> <p>2. 入学式 1.の卒業式に準ずる。</p>	<p>1. 指導要録上「出席停止・忌引き等」の日数として記録するもの。 (1)学校保健安全法第19条による出席停止の措置とするもの。 幼児・児童・生徒が次の状況となった場合 ①感染が判明 ②感染者の濃厚接触者に特定 ③発熱等の風邪の症状がみられる</p> <p>(2)「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うもの。 ①医療的ケア児や基礎疾患児について登校すべきでない判断された場合 ②保護者が出席させることに不安を感じた場合</p>
レベル2 警戒	<p>県内で ①新規感染者が発生 かつ ②レベル3に該当しない場合</p>		<p>・基本的な感染防止対策を行い実施する。 ・感染リスクの高い学校行事については、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低いものから徐々に実施する。</p>	<p>2. 出席停止等の期間 (1) 上記1の(1)① ⇒治癒後、医師において感染のおそれがないと認めるまで。 (2) 上記1の(1)② ⇒感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間 (3)上記1の(1)③④ ⇒症状がなくなるまで。 (4)上記1の(2)①② ⇒校(園)長が認める期間</p>
レベル1 注意	<p>①国内で新規感染者が発生 かつ ②県内では新規感染者が未発生</p>	<p>通常活動とする。</p>	<p>通常活動とする。</p>	<p>(4)上記1の(2)①② ⇒校(園)長が認める期間</p>
レベル0 平常	<p>国内で新規感染者が確認されていない</p>	<p>通常活動とする。</p>	<p>通常活動とする。</p>	

リスクレベル別 対応状況一覧(R03.05.20時点状況)

熊本県リスクレベル		臨時休業等	
レベル	判断基準	学校・児童育成クラブ	休業等判断フロー
	<p>※国ステージ4</p> <p>①国:まん延防止等重点措置 期間R030516からR030613まで</p> <p>②県:独自緊急事態宣言 期間R030114からR030217まで</p>	<p>【参考】R03.04.28文科省改訂「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ver.6」 第4章3. 臨時休業の判断についての項で、</p> <p>「地域一斉の臨時休業については、児童生徒の学びの保障や心身への影響、学齢期の子どもがいる医療従事者等の負担等の観点から考慮し、慎重に検討する必要がある。」とされています。</p> <p>また、「特に小・中学校については、現時点で家庭内感染が大部分であることも踏まえれば、子どもの健やかな学びの保障や心身への影響等の観点から、地域一斉の臨時休業は避けるべきと考える。」とされています。</p> <p>なお、「緊急事態宣言の対象区域の高等学校については、生徒の通学の実態等も踏まえた上で、学校設置者の判断により、時差登校や分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習等の可能性を積極的に検討し、学びの継続に取り組んでください。」とされました。</p>	
レベル5 厳戒警報	<p>※国ステージ3</p> <p>①市:熊本市医療非常事態宣言 期間R030425から発令中</p> <p>②県:熊本蔓延防止宣言 期間R030510からR030601まで</p>	<p>令和3年(2021年)1月6日 改正</p> <p>1. 感染者が判明した当日は、原則として、十分な感染防止対策を講じたうえで学校教育活動を継続する。</p> <p>2. 保健所による学校関係者への接触状況の調査について</p> <p>(1)結果が調査の当日に判明した場合</p> <p>①濃厚接触者または検査を受検する接触者がいない場合は、翌日以降も学校教育活動を継続</p> <p>②濃厚接触者または検査を受検する接触者がいる場合は、翌日以降、検査対象者の行動範囲(「学級、部活動、児童育成クラブ、登校班をいう」以下同じ。)を閉鎖する。</p> <p>(2)結果が調査当日に判明しない場合</p> <p>①翌日以降、感染者の主たる行動範囲を閉鎖し、その後の調査結果で、濃厚接触者または検査を受検する接触者がいない場合は、閉鎖を解除する。</p> <p>②調査結果で、濃厚接触者または検査を受検する接触者がいる場合は、翌々日以降、調査結果に応じて、検査対象者の行動範囲を閉鎖する。</p> <p>③感染者が教職員(児童育成クラブ支援員を含む)の場合は、学校(園)の全部を休業とする。</p> <p>3. 保健所による学校関係者の濃厚接触者または接触者のPCR検査の実施について</p> <p>(1)PCR検査の結果、新たな感染者が判明した場合</p> <p>①保健所の見解を踏まえたうえで、改めて閉鎖の範囲を決定する。</p> <p>(2)PCR検査の結果、全員が陰性であった場合</p> <p>①閉鎖を解除し、検査結果判明の翌日から全ての学校教育活動を再開する。</p>	<p>令和3年1月14日 健康教育課作成 令和3年5月11日 健康教育課改訂</p> <p>(学校用) R3.5.11</p> <p>【取扱フロー】 ※「学校」の表記には幼稚園を含む</p> <p>【動き】</p> <p>【学校の対応】</p> <p>当日</p> <p>① 十分な感染対策を講じたうえで学校教育活動を継続</p> <p>② 翌日の対応を検討</p> <p>※教職員の場合は、調査結果が早期に判明し、感染拡大のおそれがあるときは当日休校の可能性あり</p> <p>翌日</p> <p>③ 学校教育活動を継続 校名公表なし 保護者への周知なし ※ただし、③から⑤に移った場合は校名公表</p> <p>④ 学校教育活動を継続 校名公表なし 保護者への周知する</p> <p>⑤ 検査対象者の行動範囲(学級・部活動など)の閉鎖・校名公表</p> <p>【幼児児童生徒の場合】</p> <p>⑥ 感染者の行動範囲に学級・部活動・児童育成クラブ・登校班など(「学級等」という)が含まれる場合 →行動範囲を閉鎖・校名公表</p> <p>⑦ 感染者の行動範囲に学級等が含まれない場合 →学校教育活動を継続・校名公表なし・保護者への周知なし</p> <p>【教職員の場合】 : 休校・校名公表</p> <p>翌々日</p> <p>⑧ 【幼児児童生徒の場合】 : 感染者の行動範囲の閉鎖解除 【教職員の場合】 : 休校解除</p> <p>⑨ 検査対象者の行動範囲の閉鎖(教職員の場合は、閉鎖の必要がない範囲は閉鎖を解除)</p> <p>翌々日以降</p> <p>⑩ 陽性が判明</p> <p>⑪ 全員陰性確認</p> <p>⑫ ⑩に戻る</p> <p>⑬ 検査対象者の行動範囲の閉鎖解除(学校教育活動全面再開)</p>
レベル4 特別警報	<p>県内で</p> <p>①新規感染者50名以上 かつ</p> <p>②リンク無し感染者25名以上</p>	<p>※児童育成クラブについて</p> <p>児童育成クラブについても学校と同様の対応を行うこととしている。</p> <p>なお、児童育成クラブのみでは身体的距離(2m)を確保することが難しい状況でもあることから、併設の学校に対し教室の提供について協力要請を行い感染防止対策を行っている。</p>	
レベル3 警報 警戒相当	<p>県内で</p> <p>①新規感染者30名以上 かつ</p> <p>②リンク無し感染者15名以上</p>		
レベル2 警戒	<p>県内で</p> <p>①新規感染者が発生 かつ</p> <p>②レベル3に該当しない場合</p>	<p>令和3年(2021年)1月14日から発せられた「熊本県独自の緊急事態宣言」下においても、令和2年(2020年)3月2日から5月31日まで行った、一斉の臨時休業措置は実施せず、上記(上図)により対応した。</p> <p>なお、学校教育活動を継続するに当たっては、感染リスクの高い近距離で行う合唱や管楽器の演奏、調理実習や密集する運動等の活動は一時休止することとしている。</p> <p>また、保護者には子どもの体調がすぐれない場合は、学校を休ませていただくことや学校へ出席させることに不安を感じた場合は、登校を控えていただいても構わない旨お知らせしている。</p> <p>その場合においては、各学校においてタブレット等を用いた学習サポート体制を整えることを併せてお伝えしている。</p>	
レベル1 注意	<p>①国内で新規感染者が発生 かつ</p> <p>②県内では新規感染者が未発生</p>		
レベル0 平常	<p>国内で新規感染者が確認されていない</p>		

リスクレベル別 対応状況一覧(R03.05.20時点状況)

熊本県リスクレベル		濃厚接触者や感染不安により登校できない児童生徒への学習サポート（準備編）	
レベル	判断基準	実施の準備	教科別学習サポート方法など
	<p>※国ステージ4</p> <p>①国:まん延防止等重点措置 期間R030516からR030613まで</p> <p>②県:独自緊急事態宣言 期間R030114からR030217まで</p>	<p>令和3年5月11日 指導課通知</p> <p>熊本市内において新型コロナウイルス感染症の感染が急速に拡大しており、この状況の長期化や今以上の感染拡大が想定される。これにより、濃厚接触者となり登校できない児童生徒や、登校に不安を感じて登校できない児童生徒がでており、今後も同様の児童生徒が増加することが見込まれる。 そのような児童生徒が、登校できないことで不利な状況とならないように、そして安心して登校を再開できるようにするためにも、登校できない期間における学習サポートや学習評価を行うことが大切である。</p>	
レベル5 厳戒警報	<p>※国ステージ3</p> <p>①市:熊本市医療非常事態宣言 期間R030425から発令中</p> <p>②県:熊本蔓延防止宣言 期間R030510からR030601まで</p>	<p>1. 準備について</p> <p>(1)準備内容</p> <p>①全ての授業者が「授業のライブ配信」を実施できるよう、その実施方法(webカメラを装着したe-net/パソコンで配信する方法とタブレットで配信する方法)を習得しておくこと。</p> <p>②学習サポートに必要な機器の準備及び接続や作動状況の確認をしておくこと。</p> <p>③児童生徒によるZOOMやロイロノート等のアプリの使用方法を確認しておくこと。</p> <p>④学習評価に反映する資料及びその収集方法の確認をしておくこと。</p> <p>(2)留意点</p> <p>①ライブ配信等における接続や作動状況に関するお問合せは、教育センター内ICT支援員に願います。</p> <p>②「授業のライブ配信」は「双方向型オンライン授業」への変更も可能とする。各教科の双方向型オンライン授業での実践例については、教育センター授業づくり支援班から別途、提示する。</p>	<p>2. 登校できない児童生徒への学習サポート等について</p> <p>(1)教科別学習サポート方法</p> <p>〈教科〉 国語、社会、算数・数学、理科、外国語活動・外国語、道徳、学活</p> <p>〈学習サポートの方法〉 授業のライブ配信を実施する。ただし、次の①、②場合は、ライブ配信以外の方法(ロイロノートを活用した課題の提示・提出等)も可能とする。その際は、授業の一部をライブ配信し、一部を別の方法とするなど組み合わせも可能。</p> <p>①授業内容により普通教室以外の授業となるなど、ライブ配信が困難な場合 ②授業内容により別の方法が効果的で、児童生徒・保護者の同意がある場合</p> <p>〈教科〉 音楽、図工・美術、技術、家庭、体育・保健体育、生活、総合的な学習の時間</p> <p>〈学習サポートの方法〉 可能なサポートを行う。 特別教室等での授業や実技系の授業、活動中心の授業は、授業場所や授業内容により、ロイロノートを活用した課題の提示・提出などの学習サポートを行う。 (可能ならば、ライブ配信や組み合わせも実施できる。)</p> <p>(2)ライブ配信の留意点</p> <p>①ライブ配信は、児童生徒・保護者が希望しない場合は配信しない。 ②ライブ配信は、定点撮影で児童生徒は映らないように設定する。 ※但し、児童生徒が板書や黒板前での発表等をする際に映ることがあるため、事前に映像配信してはならない児童生徒の把握をして、適切な対応をとる。 ③ライブ配信は、e-net回線を使用する場合、使用容量の限界があるため、小中学校ともに学年対応とする。LTE回線を使用する場合は、クラス別対応も可能とする。 学年対応例)3年2組の授業をライブ配信し、3年全クラス分の対応とすること。 ④ライブ配信中に別の方法を加えてもよい。 対応例)ライブ配信中にロイロノートを使用する。</p>
	<p>県内で</p> <p>①新規感染者150名以上 かつ ②病床使用率25%以上 等</p>		<p>(3)学習評価</p> <p>上記学習サポートを実施する場合、その学習活動を評価し、学習評価に反映する。</p> <p>①学習活動を評価に反映する資料の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提示された学習シートや課題について、シートやレポートを作成したもの。 ・提示された課題について、動画を撮影したもの。 ・提示された課題について、作品を作成したもの。 ・ドリルパークにて学習内容に該当する問題を行ったもの。 ・学習内容から、自宅で可能な代替活動として提示したものについて、取り組んだ結果や作成物 <p>②評価に反映する学習活動の資料の収集例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タブレットを活用して、学習シート、レポート、動画、静止画を提出させる。 ・登校した際に、作成した作品を提出させる。 ・登校した際に、ペーパーテストや実技テストを実施する。
レベル4 特別警報	<p>県内で</p> <p>①新規感染者50名以上 かつ ②リンク無し感染者25名以上</p>		
レベル3 警報 警報相当	<p>県内で</p> <p>①新規感染者30名以上 かつ ②リンク無し感染者15名以上</p>		<p>3. その他(特別支援学級の児童生徒への対応等)</p> <p>(1)特別支援学級の児童生徒については、保護者と相談し、上記に限らず児童生徒の状況にあった学習サポートとすること。</p> <p>(2)学習サポート等については、希望の有無などを保護者と事前に相談すること。</p>
レベル2 警戒	<p>県内で</p> <p>①新規感染者が発生 かつ ②レベル3に該当しない場合</p>		
レベル1 注意	<p>①国内で新規感染者が発生 かつ ②県内では新規感染者が未発生</p>		
レベル0 平常	<p>国内で新規感染者が確認されていない</p>		

リスクレベル別 対応状況一覧(R03.05.20時点状況)

熊本県リスクレベル		濃厚接触者や感染不安により登校できない児童生徒への学習サポート（実施編）																			
レベル	判断基準	教科別学習サポート方法など																			
レベル5 厳戒警報	※国ステージ4 ①国:まん延防止等重点措置 期間R030516からR030613まで ②県:独自緊急事態宣言 期間R030114からR030217まで	令和3年5月18日 指導課通知 令和3年5月11日付けで学習サポート等の実施準備に関する通知したことについては、5月20日以降において各学校で取組の実施をお願いします。																			
	※国ステージ3 ①市:熊本市医療非常事態宣言 期間R030425から発令中 ②県:熊本蔓延防止宣言 期間R030510からR030601まで	1. 保護者向け通知 保護者宛て通知文を学校便りや安心安全メール等にて全保護者へ周知をお願いします。 2. ライブ配信等について 保護者からの希望があれば、ライブ配信は、各クラスの対応でも学年対応のどちらでも構いませんが、必ず対応をお願いします。 また、次の(1)、(2)を踏まえたうえで、管理職用タブレットの活用などの工夫もしていただき対応をお願いします。 (1)e-netパソコンを使用して配信する場合は、回線の使用容量の限界があるため、同時使用は各学校3台以内とする。 なお、使用の際は、ZOOMの画質を落として配信してください。 (2)タブレットを使用して配信する場合は、LTE回線使用のため、台数制限はありません。	3. 出欠について 登校できない児童生徒・保護者が安心できるように学習サポート等を実施しますので、登校に不安を感じる場合の出欠については、次の通りとしますので、対応をお願いします。 〈欠席理由が次の①から⑦の場合で〉 学校保健安全法第19条による出席停止者 ①感染者 ②濃厚接触者 ③風邪症状がある者 ④同居の家族に風邪症状が見られる者(※リスクレベル4以上の場合に限る) 校長が出席しなくてもよいと認めた日として扱うもの。 ⑤医療的ケア児 ⑥基礎疾患児 ⑦不安を感じて登校できない者 〈学習サポートを受ける場合〉 ①、②、③、④ ⇒ 出席停止として扱う ⑤、⑥、⑦ ⇒ 出席として扱う 〈学習サポートを受けない場合〉 ①、②、③、④ ⇒ 出席停止として扱う ⑤、⑥、⑦ ⇒ 出席停止等として扱う																		
レベル4 特別警報	県内で ①新規感染者50名以上 かつ ②リンク無し感染者25名以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>欠席理由</th> <th>学習サポート</th> <th>現行</th> <th>今後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①感染者 ②濃厚接触者 ③風邪症状がある者 ④(リスクレベル4・5で)同居の家族に風邪症状がみられる者(学校保健安全法19条)</td> <td>受ける</td> <td>出席停止</td> <td>出席停止</td> </tr> <tr> <td>受けない</td> <td>出席停止</td> <td>出席停止</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑤医療的ケア児 ⑥基礎疾患児 ⑦不安を感じて登校できない者(校長判断)</td> <td>受ける</td> <td>出席停止等</td> <td>出席</td> </tr> <tr> <td>受けない</td> <td>出席停止等</td> <td>出席停止等</td> </tr> </tbody> </table>		欠席理由	学習サポート	現行	今後	①感染者 ②濃厚接触者 ③風邪症状がある者 ④(リスクレベル4・5で)同居の家族に風邪症状がみられる者(学校保健安全法19条)	受ける	出席停止	出席停止	受けない	出席停止	出席停止	⑤医療的ケア児 ⑥基礎疾患児 ⑦不安を感じて登校できない者(校長判断)	受ける	出席停止等	出席	受けない	出席停止等	出席停止等
欠席理由	学習サポート	現行	今後																		
①感染者 ②濃厚接触者 ③風邪症状がある者 ④(リスクレベル4・5で)同居の家族に風邪症状がみられる者(学校保健安全法19条)	受ける	出席停止	出席停止																		
	受けない	出席停止	出席停止																		
⑤医療的ケア児 ⑥基礎疾患児 ⑦不安を感じて登校できない者(校長判断)	受ける	出席停止等	出席																		
	受けない	出席停止等	出席停止等																		
レベル3 警報 警報相当	県内で ①新規感染者30名以上 かつ ②リンク無し感染者15名以上																				
レベル2 警戒	県内で ①新規感染者が発生 かつ ②レベル3に該当しない場合	【保護者あて通知文書】令和3年5月18日 教育委員会⇒学校⇒保護者 急速に感染が拡大しており、長期化や今以上の感染拡大も予想されますが、今後も、感染防止対策の徹底を図りながら学校教育活動を継続してまいりたいことを伝え、保護者にも引き続きご理解とご協力を賜うようお願いいたします。 また、子どもの体調がすぐれない場合は、学校を休ませていただくことや学校へ出席させることに不安を感じた場合は、登校を控えていただいても構わない旨をお知らせするとともに、そのような場合は5月20日から、上記の授業のライブ配信等による学習サポートを実施するとともに、「出欠の取り扱い」、「学習評価」についてお伝えした。																			
レベル1 注意	①国内で新規感染者が発生 かつ ②県内では新規感染者が未発生	保護者には、次の点にもご留意いただくようお願いいたします。 ①学習サポートを希望する場合には、学校へお知らせいただきたいこと。 ②個人情報保護法の観点から、ライブ配信などにおける動画や静止画を録画しSNS等へ投稿や配信することは控えていただくこと。																			
レベル0 平常	国内で新規感染者が確認されていない																				

リスクレベル別 対応状況一覧(R03.05.20時点状況)

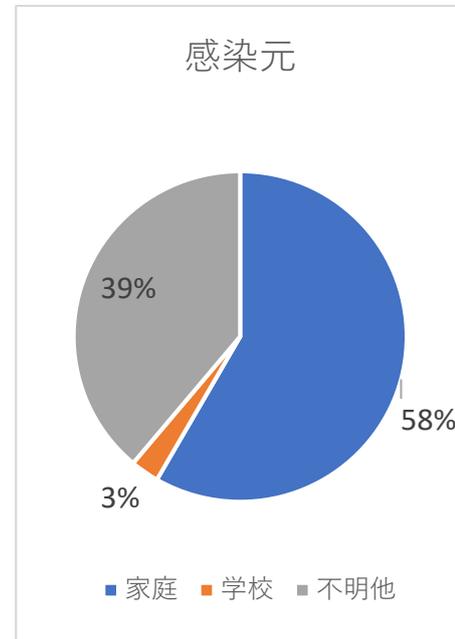
熊本県リスクレベル		市有施設(教育委員会所管分)の開閉対応		
レベル	判断基準	熊本市立図書館	熊本博物館	学校施設使用(体育施設等)
レベル5 厳戒警報	<p>※国ステージ4</p> <p>①国:まん延防止等重点措置 期間R030516からR030613まで</p> <p>②県:独自緊急事態宣言 期間R030114からR030217まで</p>	<p>1. 開館を継続 (1)熊本市立図書館本館 (2)植木図書館 (3)とみあい図書館 (4)森都心プラザ図書館 (5)城南図書館</p> <p>2. 臨時休館 (1)公民館図書室 ※公民館付帯施設のため生涯学習課の判断により閉館。 予約本の受渡し業務は継続する。</p> <p>3. 開館を継続するが、制限や見直した館内サービス等 (1)館内閲覧席の撤去 (2)対面でのレファレンス休止 (3)新聞、雑誌、DVDの閲覧休止 (4)学習室の利用休止 (5)貸出冊数上限の見直し 10冊/人⇒15冊/人 (6)利用者にHPで事前予約を依頼 (7)新規貸館(ホール)業務停止 (8)主催イベントの中止 (9)従来の感染防止対策の徹底</p>	<p>臨時休館</p> <p>〈参考〉 4/25医療非常事態宣言 ※熊本城特別公開の延期 市有文化施設の対応に併せて閉館 4/26定期休館日 4/27から (1)当面の間、臨時休館とする。 (2)4/29～5/16の主催イベント中止 ※開催1週間前までには申込者連絡を行う。</p>	<p>国ステージ3の対応を継続する。</p> <p>令和3年5月10日 教育政策課通知 5月12日から5月31日までの期間 1. 学校施設使用許可 5月12日から5月31日までの期間 屋内施設については、公式大会を除き使用を中止する。</p> <p>〈スポーツ振興課〉 2. 夜間開放事業 屋外屋内施設を問わず使用を中止</p>
	<p>※国ステージ3</p> <p>①市:熊本市医療非常事態宣言 期間R030425から発令中</p> <p>②県:熊本蔓延防止宣言 期間R030510からR030601まで</p>	<p>開館</p> <p>1. 入館制限 閲覧室利用者 100人上限 ※同時に閲覧室にいる人員が100人を超えないように対応</p> <p>2. 入館者の利用記録徴取 入館記録票(氏名、連絡先の記入)を任意徴取する。</p> <p>3. 貸館(ホール) イベント開催基準に基づく</p> <p>国ステージ3以上の対応3.(1)から(4)のサービス提供について、感染状況を踏まえながら、順次制限や緩和等を行う。</p>	<p>開館</p> <p>〈参考〉 1. 入館制限 (1)常設展示 400人上限 (2)プラネタ 85席(定員170席)</p> <p>2. 入館者の利用記録徴取 入館記録表(氏名、連絡先の記入)を入場口で任意聴取する。</p>	<p>令和3年4月23日 教育政策課通知 新規利用受付を停止 予約受付済みの申請は使用を認める。</p> <p>1. 学校施設使用許可 (1)新規の申請受付を停止 (2)既存予約済み分は、感染防止対策チェックリストの徹底を条件に可</p> <p>〈スポーツ振興課〉 2. 夜間開放事業 (1)新規の申請受付を停止 (2)既存予約済み分は、感染防止対策チェックリストの徹底を条件に可 ※時短要請が寄せられた場合は、要請時間までの使用を認める</p>
レベル4 特別警報	<p>県内で ①新規感染者50名以上 かつ ②リンク無し感染者25名以上</p>	<p>開館</p> <p>1. 入館制限 閲覧室利用者 100人上限 ※同時に閲覧室にいる人員が100人を超えないように対応</p> <p>2. 入館者の利用記録徴取 入館記録票(氏名、連絡先の記入)を任意徴取する。</p> <p>3. 貸館(ホール) イベント開催基準に基づく</p> <p>国ステージ3以上の対応3.(1)から(4)のサービス提供について、感染状況を踏まえながら、順次制限や緩和等を行う。</p>	<p>開館</p> <p>〈参考〉 1. 入館制限 (1)常設展示 400人上限 (2)プラネタ 110席(定員170席)</p> <p>2. 入館者の利用記録徴取 入館記録表(氏名、連絡先の記入)を入場口で任意聴取する。</p>	<p>通常の利用申請受付 ※感染防止対策チェックリストの徹底を使用者に周知依頼する。</p>
レベル3 警報 警報相当	<p>県内で ①新規感染者30名以上 かつ ②リンク無し感染者15名以上</p>	<p>開館</p> <p>リスクレベル4と同じ対応を行う。</p>	<p>開館</p> <p>リスクレベル4と同じ対応を行う。</p>	<p>通常の利用申請受付 ※感染防止対策チェックリストの徹底を使用者に周知依頼する。</p>
レベル2 警戒	<p>県内で ①新規感染者が発生 かつ ②レベル3に該当しない場合</p>	<p>開館</p> <p>リスクレベル3と同じ対応を行う。</p>	<p>開館</p> <p>リスクレベル3と同じ対応を行う。</p>	<p>通常の利用申請受付 ※感染防止対策チェックリストの徹底を使用者に周知依頼する。</p>
レベル1 注意	<p>①国内で新規感染者が発生 かつ ②県内では新規感染者が未発生</p>	<p>開館</p> <p>入館者の利用記録徴取 入館記録票(氏名、連絡先の記入)を任意徴取する。</p>	<p>開館</p> <p>リスクレベル2と同じ対応を行う。</p>	<p>通常の利用申請受付 ※感染防止対策チェックリストの徹底を使用者に周知依頼する。</p>
レベル0 平常	<p>国内で新規感染者が確認されていない</p>	<p>通常開館</p>	<p>通常開館</p>	<p>通常の利用申請受付</p>

1 感染確認者合計数

児童・生徒等	31	教職員等	5
--------	----	------	---

2 感染者確認学校数（実数）

小学校	17	47%
中学校	15	42%
高校	2	5%
幼稚園	0	
支援学校	1	3%
専門学校	0	
事務局	1	3%



3 感染元（個人別）

家庭	21	58%
学校	1	3%
不明他	14	39%

4 学校名等公表

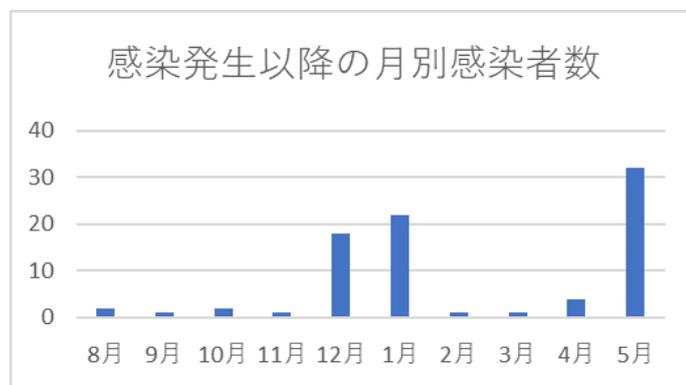
実数	7	19%
----	---	-----

5 休校等（授業日における終日の休校、学年・学級閉鎖）

休校	2	5%
学年閉鎖	1	3%
学級閉鎖	1	3%

6 感染発生以降の月別感染者数

8月	2
9月	1
10月	2
11月	1
12月	18
1月	22
2月	1
3月	1
4月	4
5月	32



熊本市立学校関係者の感染確認状況（令和3年度）

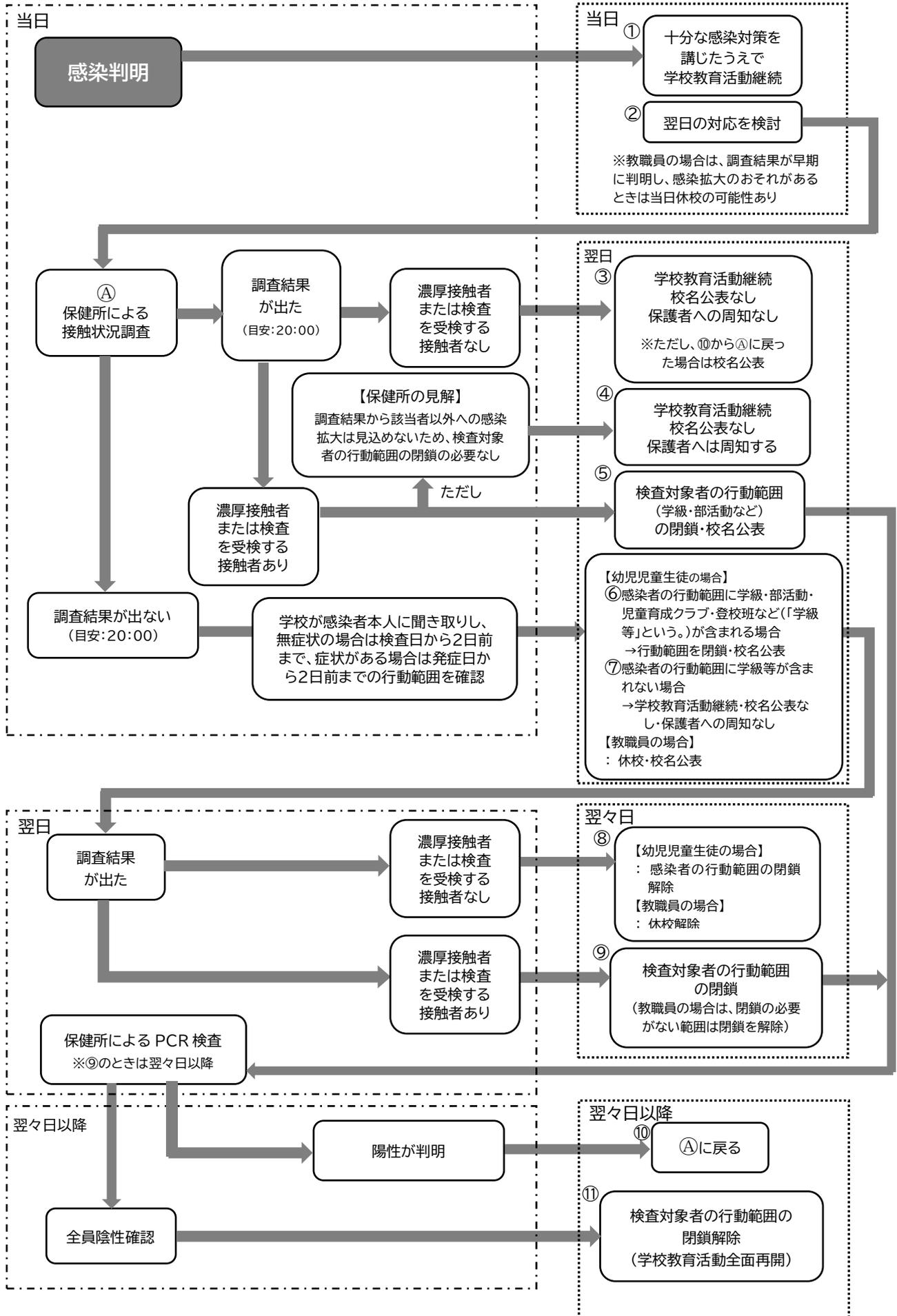
R3.5.20現在

	確認期日	学校種	陽性者	人数	リンク元	校名等公表	休校等
1	4月26日	中学校	児童・生徒等	1	家庭	—	
2	4月27日	中学校	児童・生徒等	1	家庭	—	
3	4月29日	小学校	児童・生徒等	1	家庭	—	
4	4月29日	小学校	児童・生徒等	1	家庭	—	
5	5月1日	事務局	教職員等	1	不明	公表	
6	5月2日	小学校	児童・生徒等	1	家庭	—	
7	5月5日	小学校	児童・生徒等	1	家庭	—	
8	5月5日	小学校	児童・生徒等	1	家庭	—	
9	5月6日	小学校	児童・生徒等	1	不明	—	
10	5月7日	中学校	児童・生徒等	1	不明	—	
11	5月8日	中学校	児童・生徒等	1	家庭	—	
12	5月9日	高等学校	児童・生徒等	1	不明	—	
13	5月9日	中学校	児童・生徒等	1	その他	—	
14	5月10日	小学校	児童・生徒等	1	家庭	—	
15	5月10日	中学校	児童・生徒等	1	家庭	公表	学年閉鎖
16	5月11日	小学校	児童・生徒等	1	家庭	—	
17	5月12日	中学校	児童・生徒等	1	家庭	—	
18	5月12日	中学校	児童・生徒等	1	不明	—	
19	5月12日	中学校	教職員等	1	不明	公表	
20	5月13日	小学校	教職員等	1	その他	公表	休校
21	5月13日	小学校	児童・生徒等	1	不明	—	
22	5月14日	小学校	児童・生徒等	1	家庭	—	
23	5月14日	小学校	児童・生徒等	1	家庭	—	
24	5月14日	中学校	児童・生徒等	1	不明	—	
25	5月14日	中学校	児童・生徒等	1	不明	—	
26	5月15日	小学校	児童・生徒等	1	学校	公表	学級閉鎖
27	5月16日	小学校	児童・生徒等	1	家庭	—	
28	5月17日	小学校	児童・生徒等	1	家庭	—	
29	5月16日	支援学校	教職員等	1	不明	公表	
30	5月17日	中学校	教職員等	1	不明	公表	休校
31	5月17日	高等学校	児童・生徒等	1	家庭	—	
32	5月18日	小学校	児童・生徒等	1	家庭	—	
33	5月18日	中学校	児童・生徒等	1	家庭	—	
34	5月18日	小学校	児童・生徒等	1	家庭	—	
35	5月19日	中学校	児童・生徒等	1	家庭	—	
36	5月20日	中学校	児童・生徒等	1	家庭	—	

【取扱フロー】 ※「学校」の表記には幼稚園を含む

【動き】

【学校の対応】



危機管理体制がうまくいっている学校と 一部のそうでない学校の違い (オンライン授業等)

2021年5月 熊本市教育センター

うまくいっている学校	一部のそうでない学校
教職員の役割分担を行いマニュアルを作成している。	情報機器に堪能な教職員にまかせている。
設備・情報機器等を確認・点検している。	
全教員が日常的にICTを活用した双方向的な授業が行えるよう、指導方法等を教職員が共有している。	ICTを活用した双方向的な授業のイメージが教職員に共有されていない。
タブレットを活用した家庭学習を推進しており、オンライン授業に対応できるように指導している。	充電のためにタブレットを持ち帰らせており、目的をもった家庭学習は行っていない。
センター指導主事やICT支援員等といった関係諸機関と連携して問題の解決ができる。	学校だけで自立解決をしようとしている。
反省を行い計画等を修正し、改善につなげている。	反省は行っているが、改善に至っていない。